

精華町第 2 次人権教育・啓発 推進計画 (素案)

精華町

目 次

第1章 この計画について	1
1 計画策定にあたって	1
(1) 人権に係る社会動向	
(2) 計画の策定趣旨	
2 計画の位置づけと計画期間	5
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画期間	
第2章 基本理念と人権教育・啓発推進の視点	6
1 基本理念	6
2 人権教育・啓発推進の視点	7
第3章 人権領域ごとの目標・方針	9
1 同和問題	10
2 女性	12
3 子ども	14
4 高齢者	16
5 障害のある人	18
6 外国人	20
7 患者等	22
(1) エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）	
(2) ハンセン病・難病患者等	
8 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる問題	25
(1) 性的少数者・性的指向	
(2) 犯罪被害者等	
(3) インターネットによる人権侵害	
(4) 個人情報の保護	
9 さまざまな人権問題	29
(1) ホームレス	
(2) 刑を終えて出所した人	
(3) アイヌの人々	
(4) 婚外子	
(5) 識字問題	
(6) 北朝鮮当局による拉致問題等	
(7) 職場環境	
(8) 自殺	

第4章 人権教育・啓発の推進	33
1 様々な場面での人権教育・啓発	34
(1) 保育所・幼稚園	
(2) 学校	
(3) 地域社会	
(4) 家庭	
(5) 企業・職場	
2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修の推進	39
(1) 役場職員・一部事務組合職員等	
(2) 教職員・社会教育関係者	
(3) 保健福祉関係者	
(4) マスメディア関係者	
(5) 消防職員	
第5章 計画の推進	42
1 推進体制等	42
2 進捗管理	42

第1章

この計画について

1. 計画策定にあたって

(1) 人権に係る社会動向

① 国際的な動向

1948年の「世界人権宣言」を採択以来、人権教育・啓発を推進するも、未だに多くの人が人権を侵害され、生命の危機にまでさらされている。

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において「世界人権宣言」を採択して以来、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの国際規範を採択するとともに、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官の設置（1994年（平成6年））や人権関係諸条約の監視機関等の積極的な活動など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けての活動を世界各地で展開してきました。特に、1994年（平成6年）の第49回総会では1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、人権教育推進の方向を示すことで、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取り組みを促進してきました。

そして「人権教育のための国連10年」が終了した現在も、引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界計画」を採択し、取り組みを進めているところです。

21世紀を「人権の世紀」とするために、様々な取り組みが進められていますが、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にまでさらされている現状があります。

② 国の動向

2000年に制定した「人権教育・啓発推進法」に基づき、施策を推進するとともに、近年の新たな人権問題に対応するための法律や制度、仕組みづくりに取り組んでいる。

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みを進めてきました。また、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策を推進してきました。

特に、我が国固有の問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年（平成14年）3月まで33年間にわたる特別対策を実施してきました。

また、女性、障害のある人、外国人等の様々な人権問題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策を実施してきました。

人権教育については、1995年（平成7年）12月、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定しました。そして、1996年（平成8年）12月「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月には人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定・施行され、2002年（平成14年）3月には、同法に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、様々な人権問題について、人権教育・啓発に関する取り組みが図られています。

さらに、近年の子どもへの虐待、貧困、いじめ、高齢者、障害のある人に対する虐待など新たな人権課題への対応に向け、法律や制度、枠組みの整備が進められています。

③ 京都府の動向

2016年（平成28年）1月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定し、京都府として人権教育・啓発に関する施策を進めている。

京都府においては、人権教育・啓発推進に係る基本的指針として1999年（平成11年）3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画（以下「京都府行動計画」という。）」を、2005年（平成17年）には「京都府行動計画」を継承・発展させた「新京都府人権教育・啓発推進計画（以下「新京都府推進計画」という。）」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。そして2015年（平成27年）1月「新京都府推進計画」の計画期間の終了を迎えたことから、これまでの成果や課題、新たな課題への対応を図るために、2016年（平成28年）1月「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定しました。

（２）計画の策定趣旨

精華町では、2001年（平成13年）3月「人権教育のための国連10年精華町行動計画（以下「精華町行動計画」という。）」を、2006年（平成18年）3月「精華町人権教育・啓発推進計画」を策定しました。そして、この計画に基づき、住民一人ひとりの人権意識の高揚に向け、街頭啓発、人権講座、人権シネマサロン・特設人権ぷらざなどの取り組みを進めてきました。

これらの取り組み等により、平成27年に実施した「人権に関する住民意識調査」では、「人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）が精華町38.5%、京都府27.5%と、京都府よりも高くなっています。人権問題別でも「子ども」「高齢者」「障害のある人」などの領域において「人権が尊重されていると感じる人」の割合が京都府全体よりも高くなっており、人権教育・啓発の取り組みの成果がうかがえます。

一方で、同和地区出身者に対する差別意識や偏見は、少なくなっているものの、結婚の問題をはじめ依然として存在していることがうかがえます。また、同和地区ができた背景を正しく理解している人が若い年代ほど少なくなっているなど新たな課題も生じています。

この他にも少子高齢化、国際化・グローバル化、経済格差の拡大など社会情勢や人々の意識の変化等により、新たな人権問題として外国人の人権、メディアにおける人権、性の尊重などが顕在化しており、それらの課題への対応も必要となっています。

今般、「精華町人権教育・啓発推進計画」の計画期間が2015年（平成27年）をもって満了したところですが、「人権教育・啓発推進法」の規定を踏まえ、これまでの取り組みを継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるため、精華町第2次人権教育・啓発推進計画を策定します。

2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「人権教育・啓発推進法」第五条「地方公共団体の責務」に基づき、本町が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(2) 計画期間

この計画の目標年次は、2027年（平成39年）3月とします。

第2章

基本理念と 人権教育・啓発推進の視点

1. 基本理念

一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることができる社会の実現

あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、だれもが人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践するという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会である人権文化が構築された社会をめざします。

（参考）

○ 京都府第2次計画では、「明日の京都」に掲げた理念を計画の目標として設定し、目標の実現に向け、基本的な考え方を示しています。

（「明日の京都」）

「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることができる社会」

（「基本的な考え方」）

- ・ 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- ・ 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること
- ・ 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

2. 人権教育・啓発の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきたこれまでの人権教育や啓発活動、並びに「精華町行動計画」の取り組みの成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

【人権教育・啓発の4つの視点】

- 視点1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- 視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 視点3 生涯学習としての人権教育・啓発
- 視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発

視点1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取り組みを推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取り組みを推進します。

視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができないければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

視点3 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。府民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深くかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

第3章

人権領域ごとの目標・方針

人権尊重に関する施策を幅広く推進してきましたが、今なお、本章で取りあげられるような人権問題が存在しています。

人権が尊重される社会の実現に向けては、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組む必要があります。

なお、人権問題はここに記載された範囲に留まるものではありません。今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴い、様々な人権問題が顕在化することも想定されます。そのような状況に留意しながら、取り組みを推進します。

1. 同和問題

目 標 同和問題が完全解消している

【現状と課題】

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。また、同和教育についても、戦後、間もない時期に始まり、1952年（昭和27年）には「同和教育基本方針（試案）」が、1963年（昭和38年）には「同和教育の基本方針」が、それぞれ京都府教育委員会において策定され、その趣旨に基づき、今日まで同和問題の解決を目指す教育を推進してきました。

こうした同和問題にかかわる実態的差別、心理的差別の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了し、様々な面で存在していた較差が大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況になったことから、2002年（平成14年）3月末日をもって終了し、産業、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

現在、同和地区出身者に対する差別意識や偏見は、意識調査などからは、全体としては解消へ向けて進んでいますが、結婚にかかわる問題を中心に根強く存在していることがうかがえます。また、同和問題の解消が進むにつれ、若い年代でこの問題を正しく知る人が少なくなってきました。

同和問題の解決に向けては、人権教育・啓発を推進するとともに、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取り組みの促進が重要です。

【方針】

① 人権教育・普及啓発活動に取り組む

同和問題の普及啓発について、若い世代を重視し、家庭・地域・職場・学校などにおいて、継続して取り組みます。

② 現行制度を的確に運用する

1996年（平成8年）の地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識の下、残された課題の解決に向け、京都府と十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じて地域のニーズを的確に把握した上で、現行制度を的確に運用した取り組みを推進します。

地域改善対策協議会の意見具申（1996年（平成8年））

- ① 同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ない
- ② 同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務である
- ③ 同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題である
- ④ 同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題である

③ 人権センター等を活用した人権教育・普及活動を推進する

効果的な教育・啓発活動を積極的に推進するとともに、人権センター等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が尊重される地域づくりやそれを担う人づくりに取り組みます。

2. 女性

目 標 性別に関わらず、自分らしく暮らすことができる

【現状と課題】

1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機に、「国内行動計画」の策定（1977年（昭和52年））や「女性差別撤廃条約」の批准（1985年（昭和60年））、「男女雇用機会均等法」の施行（1986年（昭和61年））など各種法律や制度の整備が図られてきました。また、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」と謳われ、それらを背景に、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー防止法）」、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されてきました。

しかし、女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。実際に、女性の活躍状況を示す国際指標であるジェンダーエンパワーメント指数は、145か国中101位（2015年（平成27年）の世界経済フォーラムの発表）であり、諸外国に比べて低い結果となっています。

また、2013年の京都府の調査では29.7%（男性21.7%、女性37.2%）が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、さらに京都府配偶者暴力相談センター及び京都府女性総合センターにおけるDV相談件数は6,994件（2014年度（平成26年度））と増加傾向にあります。

就労の場においてもセクシュアル・ハラスメントや、近年では新たにマタニティ・ハラスメントも問題となっています。

女性の人権の尊重に努めるとともに、こうした行為の防止や被害を受けた人に対する支援措置を講じていく必要があります。

【方針】

① 男女共同参画社会づくり

平成27年3月に策定した「精華町第2次男女共同参画計画」に基づき、「多様な生き方ができる男女共同参画のまち」をめざし、啓発活動、相談支援、環境整備などの取り組みを様々な分野で活動している住民、事業者、住民活動団体、教育関係者等と相互に連携して進めていきます。

【参考資料】

男女共同参画計画の紹介

DV対策などパンフレット等の掲載

3. 子ども

目 標 子どもの人権が尊重され、守られている

【現状と課題】

1951年（昭和26年）の「児童憲章」や1994年（平成6年）に批准された「子どもの権利条約」において、子どもは、児童の意見表明権などの権利行使の主体として保障されるべきものとなっていますが、依然として、子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありません。むしろ、重大な子どもの権利侵害である「児童虐待」（保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待）や、インターネットや携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した事件、児童買春・児童ポルノなど児童の性の商品化の問題等、子どもの人権を侵害する犯罪が増加しています。

また、学校ではいじめや不登校が深刻な問題になっています。さらに社会環境の変化等により、子どもの貧困率も上昇するなど、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。

子どもの人権が尊重されるためには、安心して子育てできる、子どもが育つ環境づくりが基本となります。本町においては、昭和43年に「こどもを守る町」宣言をし、「精華町児童育成計画・精華町子ども・子育て支援事業計画」（以下「精華町児童育成計画」という。）に基づき、様々な施策を積極的に進めてきました。

これらの成果と課題を踏まえ、今後、より一層、子どもや青少年一人ひとりの人権が尊重され、守られる中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として育てできる環境を、家庭、地域、行政など関係機関と連携し、つくっていくことが求められます。

【方針】

① 児童虐待を防ぐ

「なにが虐待か」という基本認識に関する内容をはじめとして、それらの予防と早期発見、早期対応等についての意識啓発を、学校・幼稚園・保育所・医療関係機関・地域等と連携して取り組みます。

また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域やNPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を推進します。

② いじめ、暴力行為等へ地域社会で対応する

いじめや不登校など子どもや保護者の悩みを受け止め、心の健康を守るために、スクールカウンセラーの配置等により、学校における相談・指導やカウンセリングの対応を充実させます。

また、いじめ防止基本方針に基づいて、学校、家庭、地域社会の連携により、いじめ問題の克服に向けて取り組みます。

③ 困難を有する子ども・若者を支援し、生活のしづらさを軽減する

不登校及びその傾向にある児童生徒やその保護者を対象とした支援体制等を行政、関係機関、地域等との連携を図り充実させます。

④ 子どもの貧困対策に取り組む

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希を持って成長していけるよう、保育所・幼稚園、学校、施設、NPO等地域団体、ボランティアなどが連携、協働し進めていきます。

⑤ 児童ポルノ対策を進める

「児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律」に基づき、関係機関と連携し、児童ポルノ根絶に向けた取り組みを進めます。

4 高齢者

目 標 高齢期に自分らしくいきいきと暮らすことができる

【現状と課題】

人権が守られた高齢期を過ごすためには、高齢福祉の充実が不可欠です。本町においては、老人福祉法と介護保険法にもとづく高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定し、「誰もが自分らしく高齢期をたのしめるまち」「介護が必要になったときの安心があるまち」の実現に向け、行政、地域、関係事業者等が連携し、地域包括ケアシステムの充実に向けた一層の取り組みを進めているところです。

高齢者の人権問題には、身体的虐待、養護の放棄、心理的虐待、性的虐待、金銭的虐待などがあります。特に最近では、介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待が増加しています。

さらに、家族の介護を抱えている人が仕事を離職する介護離職などが問題となっており、仕事と介護を両立する支援制度の充実も必要となっています。

一方で、高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業機会が少なく、自ら社会参加することができず、自立できない事象も発生しています。

このような中で、高齢期にその人の基本的人権が損なわれることなく、自分らしく暮らせる社会をつくっていくことが求められます。

【方針】

① 高齢の人の権利を守る

高齢者虐待の予防と対策、成年後見人制度の利用支援など権利擁護対策を充実させるとともに、高齢者の人権問題に係る啓発活動に取り組みます。

② 介護者を支援する

介護者が安心して介護をすることができるよう、介護休業制度に関する普及啓発、介護の肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止などの取り組みを進めます。

③ 社会参画を支援する

高齢期を迎えた後も、誰もがこれまでに培った経験や知識等を活かして社会で活躍できるよう、働く場や趣味・社会貢献活動など様々な場や機会の整備を進めます。

(参考資料)

- ・ 相談先
- ・ 高齢者虐待の種類
- ・

5 障害のある人

目 標	障害があっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる
-----	-------------------------------

【現状と課題】

1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を契機として様々な取り組みが実施され、社会生活環境の変化や障害の重度・重複化、障害のある人の高齢化が進むなど状況は大きく変化し、また、障害のある人自身の社会参加・社会貢献への意欲も大きな高まりを見せてきました。このような中で、1993年（平成5年）3月、「障害者対策に関する新長期計画」が、同年12月には「障害者基本法」が、1995年（平成7年）7月には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が施行され、同年12月には「障害者プラン」（ノーマライゼーション7か年戦略）が策定されました。

その後、2006年（平成18年）に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年（平成23年）に「障害者基本法」を改正し、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年（平成25年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年に（平成26年）に同条約を批准しました。この他にも様々な法の整備が進められています。

しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対する誤解や偏見、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象が依然としてあります。

障害のある人の人権が尊重され暮らすためには、障害福祉の充実が重要です。本町においては、障害者基本法、障害者総合福祉法にもとづき障害者基本計画、障害福祉計画を策定し、「完全参加と平等」、「エンパワメント」、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念の下、障害者施策を推進しています。

【方針】

① 障害に対する理解や認識を高める

障害や障害のある人に対する理解を深め、地域で共に暮らす意識とともに、差別意識や偏見をなくす福祉意識や人権意識を高めるため、関係者はじめ、企業、サービス提供事業者、地域住民など全ての人に対して、理解啓発や広報活動、人権教育、住民同士の交流の機会づくり等に取り組みます。

② 障害のある人の権利を守る

家庭や施設等で虐待などの人権侵害を受けることのないように、虐待防止の啓発を行います。

障害により、判断能力が不十分な人の権利を守ることができるよう、成年後見に制度の普及・啓発を図ります。

③ 社会参画を支援する

障害のある人に対する働く機会の拡大と就労を継続する支援体制の充実を図り、雇用の拡大を促進します。

障害の有無に関わらず、気の合う仲間とともに、スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動、生涯学習を楽しめる環境づくりに取り組みます。

「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、障害の種類に対応したハード面の整備や生活環境の整備に取り組みます。

6. 外国人

目 標 民族や国籍等に関わらず、人権が尊重され、
地域で暮らすことができる

【現状と課題】

精華町における外国人登録者数は、2015年（平成27年）末で240人と人口総数の0.6%を占めますが、これは府人口に占める登録者数割合である約2%より低い状況です。新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。また、相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。

従来から京都府内に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘されています。特に在日韓国・朝鮮の人々に対しては、日本国籍を取得した人も含めて、依然として人権侵害が発生している状況です。

さらに、最近では、国際結婚により生まれた子どもが増えてきていることを踏まえ、これらの環境に育つ子どもの母語・母国文化教育の充実、外国語で受診できる医療機関の整備など地域に定着するための生活支援がますます必要となってきています。

最近では、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われるヘイトスピーチの問題が生じ、2016年（平成28年）「ヘイトスピーチ対策法」が制定されました。

今後ますます国際化が進展する中で、外国籍住民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重し共生していく社会を築いていくことが重要になっています。

【方針】

① 多文化共生社会の実現に向けて地域での取り組みを重視する

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生社会の実現に向け、関係機関や多国籍住民を支援する活動団体等と連携し、普及啓発に取り組みます。

小・中学生を中心とした国際理解教育やホームステイ事業、国際化に対応した社会環境づくりに取り組みます。

② 外国籍住民の地域づくりへの参画を支援する

外国籍住民が住民の一員として地域づくりや行政の各種審議会等に参画し、多様な感性や能力を発揮できるよう、京都府をはじめ、関係機関やNPO等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

7. 患者等

目 標	病気に関わらず、人権が尊重され、自分らしく暮らすことができる
------------	--------------------------------

(1) エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）

【現状と課題】

世界保健機関（WHO）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

京都府もこれに呼応し、12月を「京都府エイズ予防月間」として普及啓発に取り組んでいます。また、エイズ治療拠点病院棟連絡会議を設置するなど、関係機関や団体と連携し、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みを行っています。

しかし、新規エイズ患者・HIV感染者報告数は増加傾向にあり、特に広く男女を問わず20代・30代の性的接触による感染が拡大しています。

また、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

さらに、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

エイズについて無関心の問題も存在することから、エイズに対する正しい知識を広く普及させる施策の一層の充実が求められます。

【方針】

① 若い世代を中心にエイズに関する普及啓発に取り組む

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもエイズに対する普及啓発を推進します。

また、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための普及啓発など、偏見や差別をなくすための活動を推進します。

(2) ハンセン病・難病患者・感染症等

【現状と課題】

《ハンセン病》

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。1996年（平成8年）3月に隔離を主体とした「らい予防法」は廃止され、更に、2001年（平成13年）には「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断がなされました。2009年、これを受けて国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を成立させました。

「らい予防法」は廃止されましたが、2003年（平成15年）においても、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

《難病患者・感染症等》

難病は、疾患数が多く、状態像は個人個人によりさまざまです。一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあります。そのため、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

障害者総合支援法（2013年(平成25年)4月施行）の障害者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。

さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が2015年(平成27年)1月に施行されました。

難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

【方針】

① ハンセン病に関する普及啓発の取り組み

ハンセン病に関する普及啓発と偏見や差別を一刻も早く解消するため、の積極的な活動に取り組みます。

② 難病に関する普及啓発の取り組み

難病に関する知識の普及・啓発を進め、「難病」という言葉のイメージから先入観をもつことなく、一人ひとりの病気の状態を踏まえて、人権の尊重が図られるよう、取り組みを進めます。

8. 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。人権問題は計画に記載された範囲にとどまるものではありません。常に人権問題の状況に留意し、取り組みを推進します。

(1) 性的少数者・性的指向

【現状と課題】

性の多様性に関して、LGBTに対する認知や制度的対応が世界的に進んでいますが、まだ多くの課題が残されています。

我が国では、性に関わる内容が公のものとされにくい状況がありますが、リプロダクト・ヘルス／ライツや性の多様性の視点等をきっかけとして、性についての正しい知識と理解を持ち、これを尊重する社会づくりが求められます。

【方針】

① 性の尊重についての意識を高める

子どもに対して早い時期から性と生殖に関する健康と権利についての正確な知識を伝え、性行為や妊娠に関して女性の意思を尊重する将来世代を育むとともに、広く、性の多様性についての啓発等に取り組みます。

(2) 犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的被害や様々な経済的負担などの二次的被害を受けています。

京都府は2004年(平成16年)に犯罪被害者等の支援施策を盛り込んだ「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、さらに、総合的な支援を行うことを目的として、2008年(平成20年)に「京都府犯罪被害者サポートチーム」を立ち上げました。

また、2014年(平成26年)4月には、府内全市町村で犯罪被害者等支援条例が施行され、各市町村での支援制度は確立されました。今後は、さらなる支援制度の充実や府民への周知が必要です。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

【方針】

① 被害者をサポートできる環境をつくる

警察をはじめ関係機関と連携し、地域全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めます。

(3) インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットは、私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立つものです。一方で、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権にかかわる問題を多数発生しています。

2002年（平成14年）には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されています。しかし、開示されるには裁判所への手続き等が必要となるのが現状です。

こうした法的措置の周知を図るとともに、憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、発信者が判明する場合には同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合には、京都府、警察等と連携し、プロバイダ等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど自主規制を促すことにより個別的な対応を図っていきます。

【方針】

① メディアの人権侵害のリスクを知り、備える

利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に取り組みます。

学校教育や生涯学習等を通じて、誰もが、様々な情報メディアを有効に活用し、リスクに備えて、手にした情報を適切に読み解く能力（メディア・リテラシー）を養います。

（４）個人情報の保護

【現状と課題】

現代における通信技術の発達等による情報化の進展は、大量かつ広範な情報の処理と伝達を可能としました。このことは、個人に関する情報にも及び、我々の生活に様々な利便をもたらす反面、様々な個人情報が個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じることとなりました。

「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられることとなります。

本町においては、住民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、2004年（平成16年）に「精華町個人情報保護条例」を制定し、本町における個人情報の取扱いの適正化に努めてきたところです。

2015年（平成27年）から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入された、より一層、厳格な個人情報の取扱いが求められます。

【方針】

① 個人情報の適正な取扱いと個人情報に関する普及啓発に取り組む

「精華町個人情報保護条例」を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施を踏まえ、より一層の個人情報の保護に取り組むとともに、住民、企業等に社会保障・税番号制度の管理等について普及啓発に取り組みます。

② 身元調査の防止

身元調査は、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において不利益を生じさせることから、住民や事業者が自ら身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあること及び個人情報の管理の重要性を広く啓発します。

9 さまざまな人権問題

《ホームレス》

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、住まい、食事、健康面での課題を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。国、市町村、関係機関、民間団体、地域住民等と連携し、ホームレスの自立支援に向けた取り組みを総合的に推進します。

《刑を終えて出所した人》

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発に取り組みます。

《アイヌの人々》

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する普及啓発に取り組みます。

《婚外子》

婚外子（非嫡出子）については、相続権等の法的な問題が指摘されており、戸籍上の続柄の記載については嫡出子と同様の記載にするよう「戸籍法施行規則」が改正されたところですが、差別を受けることがないよう啓発に取り組みます。

《識字問題》

京都府内には、同和問題をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字の問題があり、近年では新たに渡日した外国籍府民の識字の問題も指摘されています。

本町としては、識字問題を基本的人権にかかわる問題と位置付け、1990年（平成2年）の「国際識字年」を契機に、施策の推進に努めてきましたが、2003年（平成15年）から「国際識字の10年」の取り組みが推進されており、国や京都府の動向も踏まえ、この問題の解決に向け、この計画においても取り組みを推進します。

《北朝鮮当局による拉致問題等》

北朝鮮当局による拉致問題については、2002年（平成14年）9月17日に行われた日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として認定する17名のほかにも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めており、その中には京都府関係者も含まれています。

国際連合においては、2003年（平成15年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権侵害状況決議が採択され、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。国は2005年（平成17年）の国連総会決議を踏まえ、2006年（平成18年）6月には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

今後も、住民の拉致問題への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心に、写真パネル展の開催や広報媒体を活用して周知・広報に努めるなど、国や府とも連携し、広く住民に対する啓発活動を推進します。

《職場環境》

職場での人権問題として、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメントが問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。

ハラスメントの防止には、一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、企業の経営者や管理職等に対する研修やセミナーによる意識啓発に取り組めます。一方で、被害者への支援も重要であり、相談を通じてアドバイスを行うとともに、法令違反の場合には権限を持つ労働局や労働基準監督署などの解決機関へ誘導します。

就労環境の改善に向けては、違法行為が疑われる場合には、調査監督権限のある労働局に連絡の上、連携してコンプライアンス（法令順守）の徹底を図るなど、誰もが働きやすい労働環境の実現に向けて取り組めます。また、労働者が働く上で必要な労働関係法の知識を習得することにより、職業生活における自らの権利を守ることができるよう、学校教育の各段階に応じた労働教育の充実や普及啓発を推進します。

この他にも、職場環境の問題として人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実があり、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みも進められているところです。

《自殺》

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係などさまざまな社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

京都府では、「京都府自殺対策に関する条例（2015年（平成27年）3月）」に制定しました。この条例に基づき、自殺に関する普及啓発、府や専門機関、民間団体等と連携した自殺の防止等に関する人材の確保、養成や相談や支援の提供体制の充実に取り組めます。

第4章

人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、主体的な取り組みの中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に推進を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

1. 様々な場面での人権教育・啓発

(1) 保育所・幼稚園

子どもが生涯にわたる人権尊重の基礎を学ぶために

【取り組み】

① 保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づく保育・教育活動の推進

保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成を推進します。

② 職員に対する研修の充実

すべての職員が人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

人権問題を自分自身の課題として捉え、対応する力を身につけるために

【取り組み】

① 就修学の保障と希望進路の実現の支援

一人ひとりを大切にしたい教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、就修学の保障と希望進路の実現を進めるように学校の組織的な対応の充実を図ります。

② 人権に関する学習内容や指導方法の充実

人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりを推進します。

学校において人権教育の研究を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。

人権教育にかかわる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。

③ 家庭や地域社会と連携した取り組みの推進

家庭や地域社会などとの連携を深め、更に協力も得ながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実に努めます。

(3) 地域社会

様々な人との交流により人権意識を高め、共生社会の実現に向けて自ら行動できるようにするために

【取り組み】

① ライフステージに応じた人権に関する学習の提供

生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や社会教育施設及び人権センター等を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。

地域の実情や学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムの導入など、学習内容や方法の工夫・改善を図ります。

② 地域における人権教育を担う指導者の養成

社会教育施設及び人権センター等を中心に人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上に努めています。

③ 青少年の健全育成

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4) 家庭

人権教育の根幹の場となり、日常生活における人権感覚を涵養する場となるために

【取り組み】

① 家庭教育に関する学習機会の充実

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、様々な場を通じて学んだ成果がはぐくまれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供を充実させます。

② 家庭教育の支援の充実

民生委員・児童委員、母子自立支援員などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワーク体制を充実させます。

③ 家庭における児童虐待等の人権侵害の防止

家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実、学校などの他機関や地域との連携をより一層強めます。

(5) 企業・職場

人権を尊重し、誰もが働きやすい職場をつくるために

【取り組み】

① 人権が尊重される企業づくりの促進

企業・職場等が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援を行います。

② 採用時や職場内での人権侵害の防止

採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取り組みに対し、情報提供などの支援を行います。

2. 人権に特に関係する職業従事者に対する 研修の推進

人権に特に関係する職業従事者として、役場職員・一部事務組合職員等、教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進します。

(1) 役場職員・一部事務組合職員等

【取り組み】

① 職員に対する人権研修の充実

職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。

各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても同和問題など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

① 教職員の人権意識の高揚

教職員自身が人権問題を正しく理解し、高い人権意識のもとで行動できるよう、人権意識の高揚に向けた研修に取り組みます。

② 教職員の人権教育の指導力の向上

子どもの人権に関する問題に対応できるよう教育相談に関する研修の充実を図ります。

教育関係機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成します。

③ 社会教育関係者の人権教育に関する資質向上

地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修を実施します。

(3) 保健福祉関係者等

① 人権意識高揚に向けた研修の充実

住民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会が多い民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係職員に対して、プライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応ができるよう、研修を実施します。

(4) マスメディア関係者

① 住民に向けた人権尊重の働きかけの要請

マスメディアは住民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持つことから、マスメディア関係者に対し、その活動を通じた人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めます。

② 人権に配慮した報道等の促進

誤った報道等がされた場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなるため、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

(5) 消防職員

① 継続的な人権研修の促進

職員が人権に関する正しい知識を習得し、その重要性を認識して消防業務において適切な対応を行うよう、人権に関する講義の充実を図るとともに、継続的に人権研修が実施されるよう要請に務めます。

第5章

計画の推進と進捗管理

1. 推進体制等

① 精華町人権教育・啓発推進計画推進本部

精華町人権教育・啓発推進計画推進本部を設置し、関係各部課が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

② 住民活動団体・企業等との連携

各種団体で構成する精華町人権啓発推進委員会などを通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開します。

また、関係団体、企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取り組みの展開を期待しつつ、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

③ 府や山城地区市町村連絡協議会等の関係機関との連携

京都府や山城地区市町村連絡協議会と連携を図り、人権強調月間（8月）や人権週間（12月4日～10日）等において効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。

2. 進捗管理等

① 計画の見直し

この計画の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や京都府の取り組み状況を見極め、必要に応じて計画の見直しを行います。